

# 新型コロナウイルス感染症の影響確認

● **新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少**している必要があります。

● 登録確認機関は、申請希望者がどのような新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少したのか、下記の項目について事前確認で聴取します。

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合であって、登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の要因を把握済みの場合は、事前確認時にこの確認を省略することができます。

**該当する新型コロナウイルス感染症の影響にCheck!** (複数選択可)

## 需要の減少による影響

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少 
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少 
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少 
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少  
※顧客・取引先には、他社を介した間接的な顧客・取引先を含む

## 供給の制約による影響

- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難 
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約 
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な事業者の就業制約 

**! 注意! 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません**

実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

# 事前確認での質問リスト

登録確認機関は、事前確認で下記を質問します。事務局ホームページに掲載されている詳細情報等も参考に、**給付対象等を正しくご理解**の上、事前確認を受けてください。

**内容を“全て”確認・理解した上でCheck!**

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。**
- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、事業復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。**
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、事業復活支援金の給付対象ではないことを認識している。**
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。**
- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識している。**
- 事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。**
- 事業復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、事業復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。**
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。**

※登録確認機関は、上記以外の内容についても質問する場合があります。

## 相談窓口

**0120-789-140**

(携帯電話からもつながります)  
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。  
IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日も全日)

## ホームページ

 **事業復活支援金 検索**

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

